

まずは司法書士にご相談ください

裁判費用を援助する制度をご存じですか

ある日、身に覚えもないのに、
訴えられた…。

毎月の返済に追われ困っている…。

貸したお金を返してもらえないので、
裁判をしたい。

でも、裁判のことはよくわからないし、
手続きや書類の作成など難しそう。

何より裁判費用が
気にかかる。



そうだ！
民事法律扶助があった。

日本司法支援センター（法テラス）による民事法律扶助制度を利用すると、経済的に余裕の無い方が法的トラブルにあった際に**司法書士・弁護士との無料法律相談**を受けることができ、必要な場合には**裁判費用や司法書士・弁護士の費用等の一時的な立替払い**を受けることができます。

司法書士は、あなたに代わって裁判所に提出する書類の作成をすることができます。

また、法務大臣の認定を受けた司法書士（認定司法書士）は、訴額 140 万円以下の民事事件については、法律相談を実施し、あなたの代理人として裁判手続や調停手続を行うことができますし、裁判外での和解交渉を行うこともできます。

法的トラブルにあって「どうしよう。」と思われたときは、ぜひ、司法書士にご相談ください。

司法書士が、民事法律扶助を使って、あなたのお力になります。

民事法律扶助手続きの流れ



立替金の金額・返済方法

援助開始決定を受けると、法テラスの基準に基づき司法書士・弁護士費用等が決定されます。

費用等は法テラスがあなたに代わって司法書士等に支払い、あなたは原則として、法テラスに毎月10,000円ずつもしくは5,000円ずつと分割で返済していくこととなります（無利息）。ただし、生活保護を受給している等の事情により返済が困難な場合には、援助終結まで返済を猶予したり、免除する制度もあります。

詳しくは、お近くの「司法書士会」や「法テラス」へお問い合わせください。

民事法律扶助を利用するための要件

1. 資力基準

(1) 収入

賞も含んだ月収（手取り）の目安は次のとおりです。

単身者	182,000円(200,200円)以下
2人家族	251,000円(276,100円)以下
3人家族	272,000円(299,200円)以下
4人家族	299,000円(328,900円)以下

※（ ）内は、東京・大阪などの大都市の基準です。
※以下、1人増につき30,000円(33,000円)を加算。これを上回る場合でも、家賃、住宅ローン、医療費、教育費などの出費があるときは一定額が考慮されます。
※平成28年7月から、一定の要件を満たす大規模災害の被災者については、資力に関係なく、災害発生日から最長で1年間、無料法律相談を受けられるようになりました。（被災者法律相談援助）

(2) 資産

申込者及び配偶者の有する現金、預貯金、有価証券、不動産等の時価の合算した額が次の額以下であることが必要です。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

※生活のために必要な住宅及び農地、係争物件である資産、配偶者が紛争の相手方であるときの配偶者の資産は除外できます。
※将来負担すべき医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除できる場合があります。
※なお、法律相談援助のみを利用される場合は、取扱いが異なります。

2. 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものも含まれます。

3. 民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または、権利濫用的な訴訟の場合などは利用できません。

司法書士等の費用の立替とは

援助開始決定がされると、次の費用が立て替えられます。

- ① 司法書士等の費用
- ② 裁判所に納める費用等（印紙・郵便切手）
- ③ 成年後見等開始申立てに伴う鑑定費用等

全国司法書士会一覧

司法書士の紹介希望やお問い合わせはお近くの司法書士会へご連絡ください。

会名	電話番号
札幌司法書士会	011-281-3505
函館司法書士会	0138-27-0726
旭川司法書士会	0166-51-9058
釧路司法書士会	0154-41-8332
宮城県司法書士会	022-263-6755
福島県司法書士会	024-534-7502
山形県司法書士会	023-623-7054
岩手県司法書士会	019-622-3372
秋田県司法書士会	018-824-0187
青森県司法書士会	017-776-8398
東京司法書士会	03-3353-9191
神奈川県司法書士会	045-641-1372
埼玉司法書士会	048-863-7861
千葉司法書士会	043-246-2666
茨城司法書士会	029-225-0111
栃木県司法書士会	028-614-1122
群馬司法書士会	027-224-7763

会名	電話番号
静岡県司法書士会	054-289-3700
山梨県司法書士会	055-253-6900
長野県司法書士会	026-232-7492
新潟県司法書士会	025-244-5121
愛知県司法書士会	052-683-6683
三重県司法書士会	059-224-5171
岐阜県司法書士会	058-246-1568
福井県司法書士会	0776-43-0601
石川県司法書士会	076-291-7070
富山県司法書士会	076-431-9332
大阪司法書士会	06-6941-5351
京都司法書士会	075-241-2666
兵庫県司法書士会	078-341-6554
奈良県司法書士会	0742-22-6677
滋賀県司法書士会	077-525-1093
和歌山県司法書士会	073-422-0568
広島司法書士会	082-221-5345

会名	電話番号
山口県司法書士会	083-924-5220
岡山県司法書士会	086-226-0470
鳥取県司法書士会	0857-24-7013
島根県司法書士会	0852-24-1402
香川県司法書士会	087-821-5701
徳島県司法書士会	088-622-1865
高知県司法書士会	088-825-3131
愛媛県司法書士会	089-941-8065
福岡県司法書士会	092-714-3721
佐賀県司法書士会	0952-29-0626
長崎県司法書士会	095-823-4777
大分県司法書士会	097-532-7579
熊本県司法書士会	096-364-2889
鹿児島県司法書士会	099-248-8270
宮崎県司法書士会	0985-28-8538
沖縄県司法書士会	098-867-3526

日本司法書士会連合会

TEL : 03-3359-4171
https://www.shiho-shoshi.or.jp/

日本司法支援センター（法テラス）サポートダイヤル

0570-078374(おなやみなし)
平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00
(祝日、年末年始を除く)